

R5.8.18 臨時総会議決内容

豊橋市自治連合会規約の一部改正について

(改正内容)

豊橋市自治連合会規約

	(変更後)	(変更前)
変更内容	・第3条 5 校区自治会長は、当該校区自治会を編成する町自治会長の中から選任する。ただし、町自治会長の中から校区自治会長を選任することが困難な校区自治会にあつては、 3年以内の任期で、 町自治会長の経験を有する者を校区自治会長に選任することができる。	・第3条 5 校区自治会長は、当該校区自治会を編成する町自治会長の中から選任する。ただし、町自治会長の中から校区自治会長を選任することが困難な校区自治会にあつては、3年以内の任期で、町自治会長の経験を有する者を校区自治会長に選任することができる。

(経緯・検討内容)

今年度の第2回理事会の際に、理事の方から校区自治会長の専任に係る規約の内容についてご意見いただきました。

自治会役員のみならず手不足の現状を鑑み、行政に対し負担軽減等を求める中、規約においても、各校区の判断で負担の分散を図り継続的な自治会活動を図れるよう、町自治会長の中から当該校区自治会長を選任するという原則は変更せず、任期の制限を廃止する案が、令和5年8月16日開催の業務検討委員会でまとまりました。